

教室用地上デジタル放送対応テレビ他3件 仕様書

1	物件名称	教室用地上デジタル放送対応テレビ 他3件
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙特記仕様書のとおり  物件のうち、OFDM変調器について、仕様書に基づき、参考物品として指定した機種以外の物品を納品しようとするときは、質問書送付マニュアルに沿って、下記の項目を明示した質問書を作成し、質問書締切日時までに電子入札システムで送付して承認を得ること。承認されない場合は、参考物品以外での納品はできない。 * 当該物品の製造(販売)元及び品番 * 当該物品のカタログ等の写し(仕様が明示された箇所のみ)
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	①教室用 地上デジタル放送対応テレビ(40型～43型) 45台 ②放送室等用 地上デジタル放送対応テレビ(32型) 5台 ③OFDM変調器(HDCP対応型、設置に必要な機器等を含む) 4台 ④HDMIケーブル(5m) 50本
5	納入期限	令和6年3月31日
6	納入場所	横須賀市の各市立学校 (詳細は、別紙1のとおり)
7	特記事項	・入札価格には、テレビ本体及びOFDM変調器本体、付属品、納入場所(設置教室等)までの運搬費、設置費、取付調整費等、機器が通常の使用可能な状態となるまでの一切の費用を含むこと。 また、テレビ本体の入れ替えを行わない教室等においても、校内放送等が通常の視聴可能な状態となるまでの調整を行うこと。併せて、アンテナケーブルについても、4C以上のデジタル対応ケーブルに交換すること。(詳細は別紙1参照) なお、調整時にテレビ等の物品を破損させた場合には、供給者の責任において復旧すること。ただし、テレビ本体に原因が認められる場合については、供給者の責任としない。 ・別紙1に固定とあるものは、転倒及び落下防止のため、テレビを固定すること。 (詳細は特記仕様書参照) ・現在使用している既存の機器(地デジ用チューナー一式を含む)について、引き取りを行うこと。また引き取りに係る費用(リサイクル料、撤去運搬料等)は入札価格に含むこと。(詳細は別紙1参照) ・納入、設置等の検査の際には、業者が立ち会うこと。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	教育委員会総務課 福島 822-9755

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	教室用地上デジタル放送対応テレビ(40~43型)	別紙のとおり	台	<b>45</b>		
2	放送室等用地上デジタル放送対応テレビ(32型)	別紙のとおり	台	<b>5</b>		
3	OFDM変調器 (各校1台ずつ、設置に必要な機器等を含む)	別紙のとおり	台	<b>4</b>		
4	HDMIケーブル	別紙のとおり	本	<b>50</b>		
5	既存テレビ撤去、リサイクル料等	別紙1のとおり	式	<b>50</b>		
6	調整等	別紙1のとおり	式	<b>24</b>		

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

## 地上デジタル放送対応テレビ 設置場所、台数 (教室用、放送室等用)

※網掛けが32型

NO	学校名	第一校舎1階 設置場所		第二校舎1階 設置場所		第二校舎3階 設置場所		台数
		1	山崎小	放送室	固定(合板)	支援級①	固定(木材)	
		第一校舎2階 設置場所		支援級②	固定(木材)	5年2組	固定(木材)	
		1年1組	固定(合板)	第二校舎2階 設置場所		6年1組	固定(木材)	
		1年2組	固定(合板)	3年1組	固定(木材)	6年2組	固定(木材)	
		第一校舎2階 設置場所		3年2組	固定(木材)			
		2年1組	固定(合板)	3年3組	固定(木材)			
		2年2組	固定(木材)	4年1組	固定(木材)			
				4年2組	固定(木材)			

NO	学校名	1階 設置場所		2階 設置場所		3階 設置場所		台数
		2	大矢部小	1A	固定(スチール)	2年1組	固定(スチール)	
		1年1組	固定(スチール)	2年2組	固定(スチール)	4年2組	固定(スチール)	
		1年2組	固定(スチール)	2B	固定(スチール)	6D	固定(スチール)	
		放送室	固定(スチール)	3C	固定(スチール)	6年1組	固定(スチール)	
		4階 設置場所		3年1組	固定(スチール)	6年2組	固定(スチール)	
		5年1組	固定(スチール)	3年2組	固定(スチール)			
		5年2組	固定(スチール)					
		5E	固定(スチール)					

NO	学校名	A棟1階 設置場所						台数
		3	浦賀小	放送室	固定(合板)			

NO	学校名	1階 設置場所		2階 設置場所		4階 設置場所		台数
		4	野比小	職員室	固定(木材)	2年1組	固定(木材)	
		ひまわりC	固定(木材)	2年2組	固定(木材)	5年2組	固定(木材)	
		3階 設置場所		2年3組	固定(木材)	5年3組	固定(木材)	
		4年1組	固定(木材)	1年1組	固定(木材)	6年2組	固定(木材)	
		4年2組	固定(木材)	1年2組	固定(木材)			
		4年3組	固定(木材)	放送室	固定(木材)			

・固定に併記された( )は、既存の台の種類を意味する。

※「台数」の項目の「43型」は「40型～43型」を意味する。

## OFDM変調器 納入場所

学校名	教室名等
山崎小	放送室
大矢部小	放送室
浦賀小	放送室
野比小	放送室

## 納入場所

学校名	住所	電話番号
山崎小	三春町6丁目4番地	822-0059
大矢部小	大矢部3丁目2番1号	834-7200
浦賀小	浦賀3丁目8番1号	841-0028
野比小	野比1丁目25番1号	849-7566

## 引き取り機器

既存のテレビは、業者引き取りとする。(下記表参照)

既存のOFDM変調器は業者引き取りとする。(浦賀小学校はOFDM変調器の引取無し)

NO	学校名	メーカー	型式	台数	(台数のうち テレビ枠台数)	備考
1	山崎小	東芝	21ZS18	1	—	
		東芝	25ZS18	15	—	
2	大矢部小	ソニー	KV-21DA75	1	—	
		ソニー	KV-25DA65	17	—	
3	浦賀小	SANYO	C-21A	1	—	
4	野比小	Panasonic	TH-21A12	1	—	
		ソニー	KV-21DA75	1	—	
		ソニー	KV-25DA65	11	—	
		ナショナル	TH-21A12	1	1	
		ナショナル	TH-21V30	1	1	

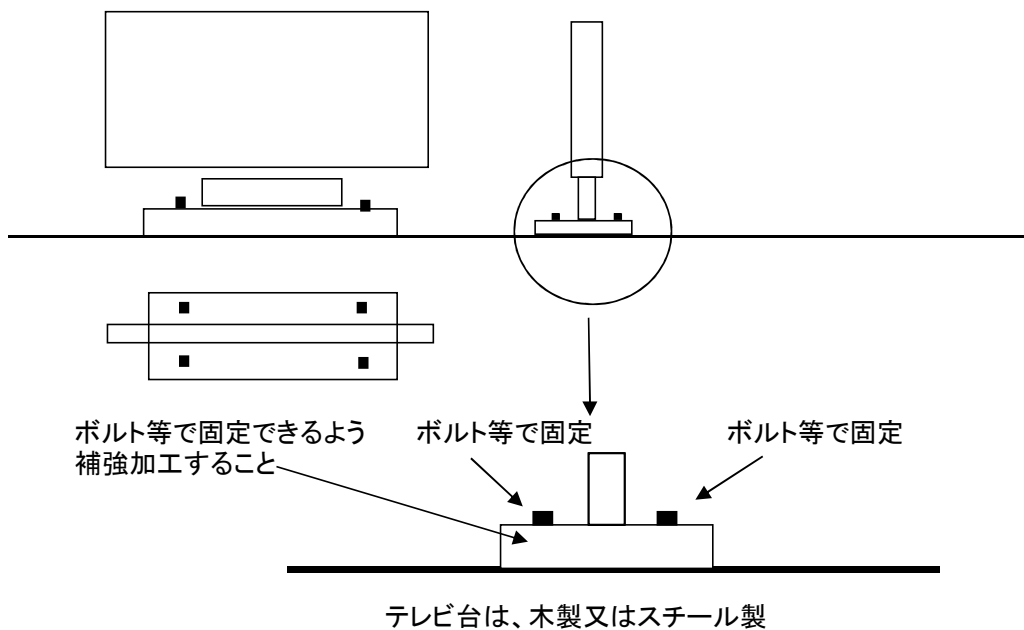
## 地上デジタル放送対応テレビ 別途調整教室

1	山崎小	職員室						1台
2	大矢部小	職員室						1台
3	浦賀小	職員室	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	18台
		3-1	3-2	4-1	4-2	4-3	5-1	
		5-2	6-1	6-2	たんぼぼ1	たんぼぼ2	たんぼぼ3※	
4	野比小	3-1	3-2	6-1	ひまわりA			4台

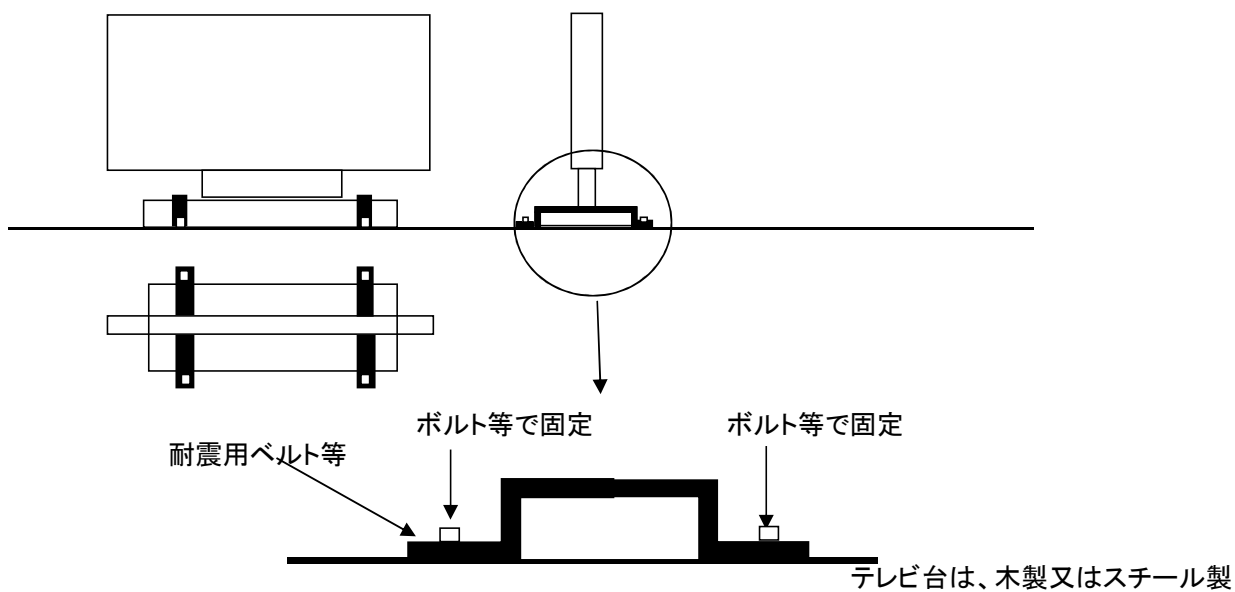
※浦賀小学校の「たんぼぼ3」のアンテナケーブルについては、10m以上のものとする。

テレビの耐震用固定について

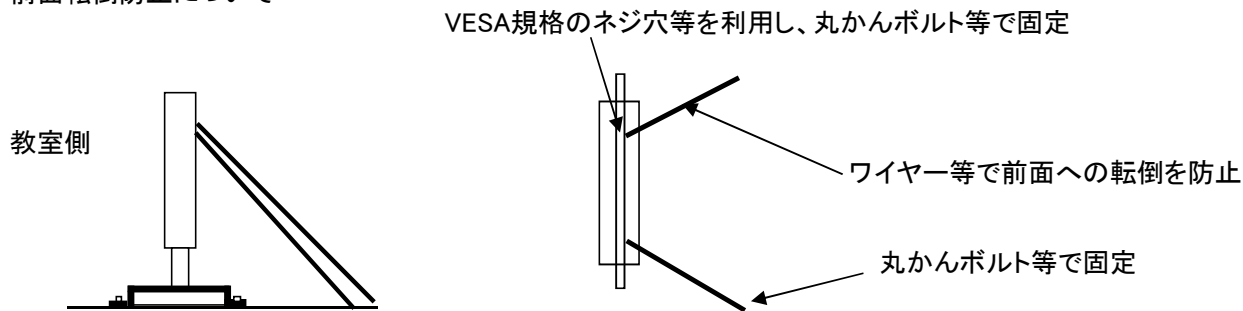
①下記のとおり、テレビ本体を、ボルト等で強固に固定すること。



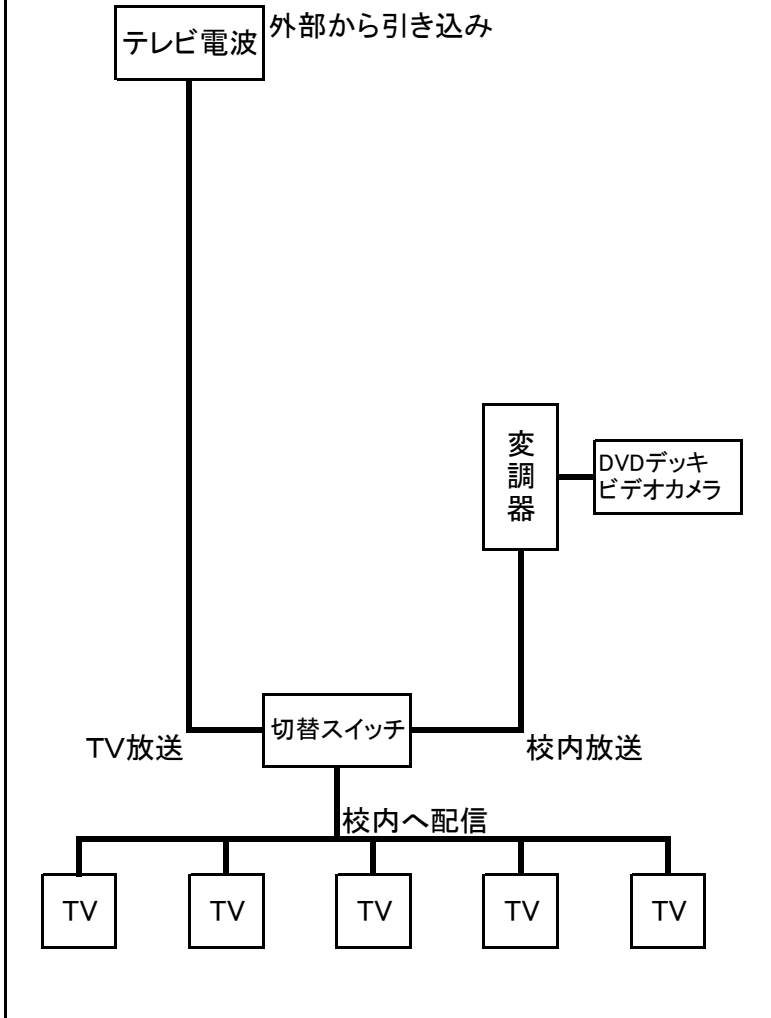
②下記のとおり、耐震用ベルト等を、ボルト等で強固に固定すること。



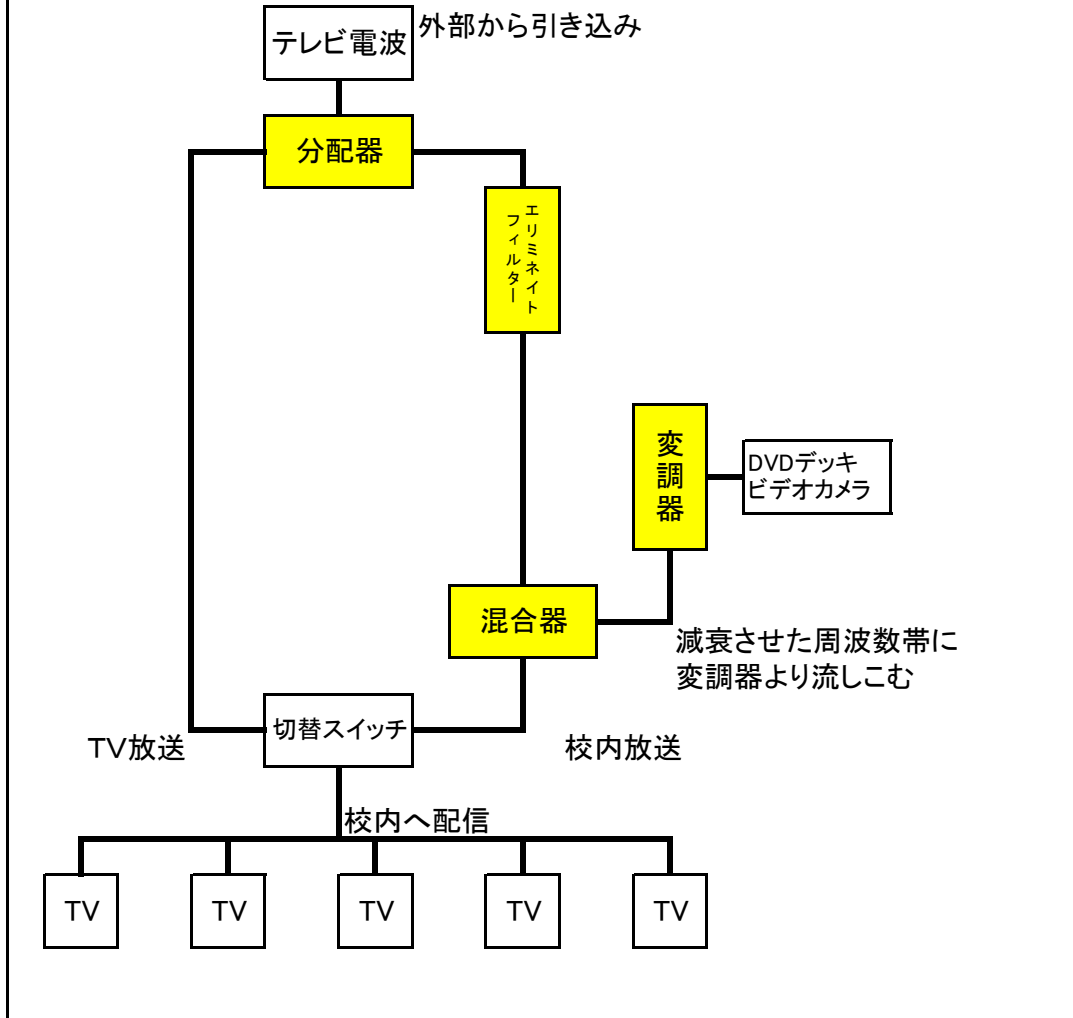
前面転倒防止について



現在の放送室内



変調器更新後



## 特記仕様書 その1

### 1 品 名

教室用地上デジタル放送対応テレビ（40型～43型）

### 2 規 格

画面サイズ40型（16：9）～43型（16：9）

#### (1) その他仕様

地上デジタルチューナー内蔵、RCAピン、HDMI端子、LAN端子、各1系統以上、ステレオスピーカー

#### (2) 付属品

ワイヤレスリモコン、リモコン用乾電池、B-CASカード、電源コード、製品保証書等

### 3 納入場所、納入台数及び引き取り台数

別紙1のとおり

### 4 納入条件

(1) 納入品は学校ごとに同一の製品で統一すること。

(2) 別紙1に固定とあるものは転倒、落下防止のため、テレビを既存の台に固定すること。（固定方法は別紙2を参照し、①又は②のどちらかとする。）

① テレビ本体の台をボルト等で固定できるよう補強加工し、8mm程度のボルトナット（化粧加工付）等で4点止めし、既存の台に強固に固定すること。棚等の裏側に突き出すボルト等の長さは最小限に止めること。

② ボルトナット（化粧加工付）等を使用した耐震用ベルト等でテレビの転倒、落下防止措置を講じること。

また、テレビの前面への転倒防止のため、ワイヤー等でテレビ本体の背面と既存の台を固定すること。棚等の裏側に突き出すボルト等の長さは最小限に止めること。

③ アンテナケーブルは4C以上のデジタル対応ケーブルに交換すること。

(3) 納入設置時に建物壁、床等を汚損しないように注意すること。万一汚損等があった場合には供給者の責任において復旧すること。

(4) 設置に際しては、各配線の接続を行い動作確認し、使用可能な状態とすること。

(5) 納入先の担当職員に使用方法を説明すること。

(6) 搬入の際に各施設で発生した養生材、梱包材等の不要物品は、供給者が全て持ち帰ること。

## 特記仕様書 その2

### 1 品 名

放送室等用地上デジタル放送対応テレビ（32型）

### 2 規 格

#### 画面サイズ32型（16：9）

その他仕様

地上デジタルチューナー内蔵、RCAピン、HDMI端子、LAN端子、各1系統以上、ステレオスピーカー

#### (1) 付属品

ワイヤレスリモコン、リモコン用乾電池、B-CASカード、電源コード、製品保証書等

### 3 納入場所、納入台数及び引き取り台数

別紙1のとおり

### 4 納入条件

- (1) 納入品は学校ごとに同一の製品で統一すること。
- (2) 別紙1に固定とあるものは転倒、落下防止のため、テレビを既存の台に固定すること。（固定方法は別紙2を参照し、①又は②のどちらかとする。）
  - ① テレビ本体の台をボルト等で固定できるよう補強加工し、8mm程度のボルトナット（化粧加工付）等で4点止めし、既存の台に強固に固定すること。棚等の裏側に突き出すボルト等の長さは最小限に止めること。
  - ② ボルトナット（化粧加工付）等を使用した耐震用ベルト等でテレビの転倒、落下防止措置を講じること。  
また、テレビの前面への転倒防止のため、ワイヤー等でテレビ本体の背面と既存の台を固定すること。棚等の裏側に突き出すボルト等の長さは最小限に止めること。
  - ③ アンテナケーブルは4C以上のデジタル対応ケーブルに交換すること。
- (3) 納入設置時に建物壁、床等を汚損しないように注意すること。万一汚損等があった場合には供給者の責任において復旧すること。
- (4) 設置に際しては、各配線の接続を行い動作確認し、使用可能な状態とすること。
- (5) 納入先の担当職員に使用方法を説明すること。
- (6) 搬入の際に各施設で発生した養生材、梱包材等の不要物品は、供給者が全て持ち帰ること。



## 特記仕様書 その3

### 1 品名

OFDM変調器 (HDCP 対応型)

### 2 仕様

入力：RCA端子、HDMI端子 (HDCP 対応) 各1系統以上

出力：F型端子

### 3 参考品

マスプロ電工 (株) HDEC7MD-OP

### 4 設置方法

- (1) OFDM変調器を接続する前に、学校の放送室内において、2分配器により電波分配し、分配した配線へバンドエリミネイトフィルター (U13ch: 470~476MHzを減衰させるものとする。)を設置すること。
- (2) OFDM変調器より出力されるチャンネルを、減衰を行った周波数帯に合わせること。
- (3) 減衰を行った配線とOFDM変調器よりの配線を混合器により混合させること。(別紙3 配線イメージ図参照)

### 5 納入場所、納入台数及び引き取り台数

別紙1のとおり

※納入台数は各校1台ずつとし、既存の変調器等の業者引き取り台数は、浦賀小学校を除く各校1台ずつとする。

### 6 納入条件

- (1) 納入設置時に建物壁、床等を汚損しないように注意すること。万一汚損等があった場合には供給者の責任において復旧すること。
- (2) 設置に際しては、各配線の接続を行い動作確認し、使用可能な状態とすること。
- (3) 動作確認時には、ブルーレイプレイヤー等のHDMI端子を介して、自作コンテンツの全校放送が可能であることを確認すること。
- (4) 各普通教室、職員室及び放送室のテレビで校内放送が視聴可能な状態とすること。
- (5) 納入先の担当職員に使用方法を説明すること。
- (6) 搬入の際に各施設で発生した養生材、梱包材等の不要物品は、供給者が全て持ち帰ること。

## 特記仕様書 その4

### 1 品名

HDMI ケーブル（5 m以上）

### 2 仕様

端子形状：両端 HDMI プラグ（タイプ A-19 ピン）

### 3 設置方法

設置をした地上デジタル放送対応テレビの HDMI 端子に1本ずつ、本ケーブルを設置しておくこと。接続したケーブルはテレビの横や後ろのスペースに使用しやすいようにまとめておくこと。

### 4 納入場所、納入台数

別紙1のとおり

### 5 納入条件

- (1) 納入設置時に建物壁、床等を汚損しないように注意すること。万一汚損等があった場合には供給者の責任において復旧すること。
- (2) 搬入の際に各施設で発生した養生材、梱包材等の不要物品は、供給者が全て持ち帰ること。